

令和9年度 特定教育・保育施設 入所(園)のしおり 【利用案内編】



- *この冊子は、申し込み時の手続き方法等大切なことが記入されています。
よく読んでからお申し込みください。
- *施設選びの案内は、「特定教育・保育施設入所(園)のしおり【施設案内編】」
に掲載していますので併せてご覧ください。

宮津市・宮津市教育委員会

目 次

1	令和9年度入所(園)申込の流れについて・・・・・・・・・・	1
2	保護者が負担する利用者負担額について・・・・・・・・・・	6
	利用者負担額の決定・切替時期について・・・・・・・・・・	9
	利用者負担額の支払先・契約について・・・・・・・・・・	9
3	保育所(園)・認定こども園を利用される方へ・・・・・・・・	10
	Ⅰ. 保育を必要とする事由・・・・・・・・・・	10
	Ⅱ. 保育の必要量について・・・・・・・・・・	11
	Ⅲ. 優先利用について・・・・・・・・・・	11
4	保育の必要性の認定及び保育の利用申込に必要な書類等・・・・・・・・	11
5	宮津市に転入予定の方の申込について・・・・・・・・・・	12
	宮津市特定教育・保育施設一覧・・・・・・・・・・	13
	よくある質問(Q & A)・・・・・・・・・・	14



◎問い合わせ先◎

<保育所(園)・認定こども園>

宮津市役所 健康福祉部 子ども未来課
子育て応援係

電話番号：0772-45-1621

<幼稚園>

宮津市教育委員会事務局 学校教育課
学校教育係

電話番号：0772-45-1641

〒626-8501 宮津市字浜町 3012

宮津市福祉・教育総合プラザ

(宮津阪急ビル・ミップル4階)

HP：https://www.city.miyazu.kyoto.jp

1. 令和9年度入所(園)申込の流れについて

保育所(園)、幼稚園、認定こども園の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。区分に応じて、利用できる施設が決まります。

【3つの認定区分】

※「保育を必要とする事由」については、この冊子の 10 ページをご覧ください。

認定区分	年齢等	利用できる施設
1号認定：教育標準時間認定 (4時間程度) ※ただし市立幼稚園を利用し、「保育を必要とする事由」に該当する場合、新2号認定(預かり保育が無償)となります。	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	◆市立幼稚園 ・宮津幼稚園 ・栗田幼稚園 ◆認定こども園 ・認定こども園宮津暁星幼稚園 ・吉津子ども園 ・府中子ども園
2号認定：保育認定	お子さんが満3歳以上小学校就学前で、「保育を必要とする事由※」に該当する場合	◆私立保育園 ・亀ヶ丘保育園 ・みずほ保育園 ・たんぼぼ保育園 ◆認定こども園 ・認定こども園宮津暁星幼稚園(2号認定のみ) ・吉津子ども園 ・吉津子ども園分園 ・府中子ども園 ◆市立保育所(休所中) ・日置保育所 ・養老保育所
3号認定：保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由※」に該当する場合	

《2号及び3号認定については、さらに次のいずれかに区分されます》

* 保育標準時間の利用〔8～11時間程度〕

就労時間：月 120 時間以上

(120 時間の目安：週5日・1日6時間就労)

* 保育短時間の利用〔～8時間まで〕

就労時間：月 48 時間以上



【申請・申込書類】

■ 宮津市特定教育・保育施設等支給認定申請書 兼 利用申込書

【全員が提出】(児童 1 人につき 1 枚)

(申請書は各施設や学校教育係、子育て応援係、市民窓口係、各地区連絡所にあります)

※申請時点で出生前の場合、氏名と誕生日は空欄にて提出してください。

■ その他【下記の希望される施設毎に追加での資料が必要となりますのでご確認ください】

○認定こども園宮津暁星幼稚園を希望される方

・入園申込書(願書)(認定こども園宮津暁星幼稚園でお渡しします)

○吉津子ども園・府中子ども園の1号認定(教育部分)を希望される方

・入園申込書(願書)(吉津子ども園・府中子ども園でお渡しします)

○私立保育園・認定こども園の2・3号認定(保育部分)を希望される方

・保育が必要な事由により必要な書類が異なります。各保育所(園)、認定こども園、子育て応援係でお渡しします。(詳細は 11 ページをご覧ください。)

・マイナポータルからオンライン申請でも受付けをしております(マイナンバーカード等が必要となります)。

【提出時の注意事項】

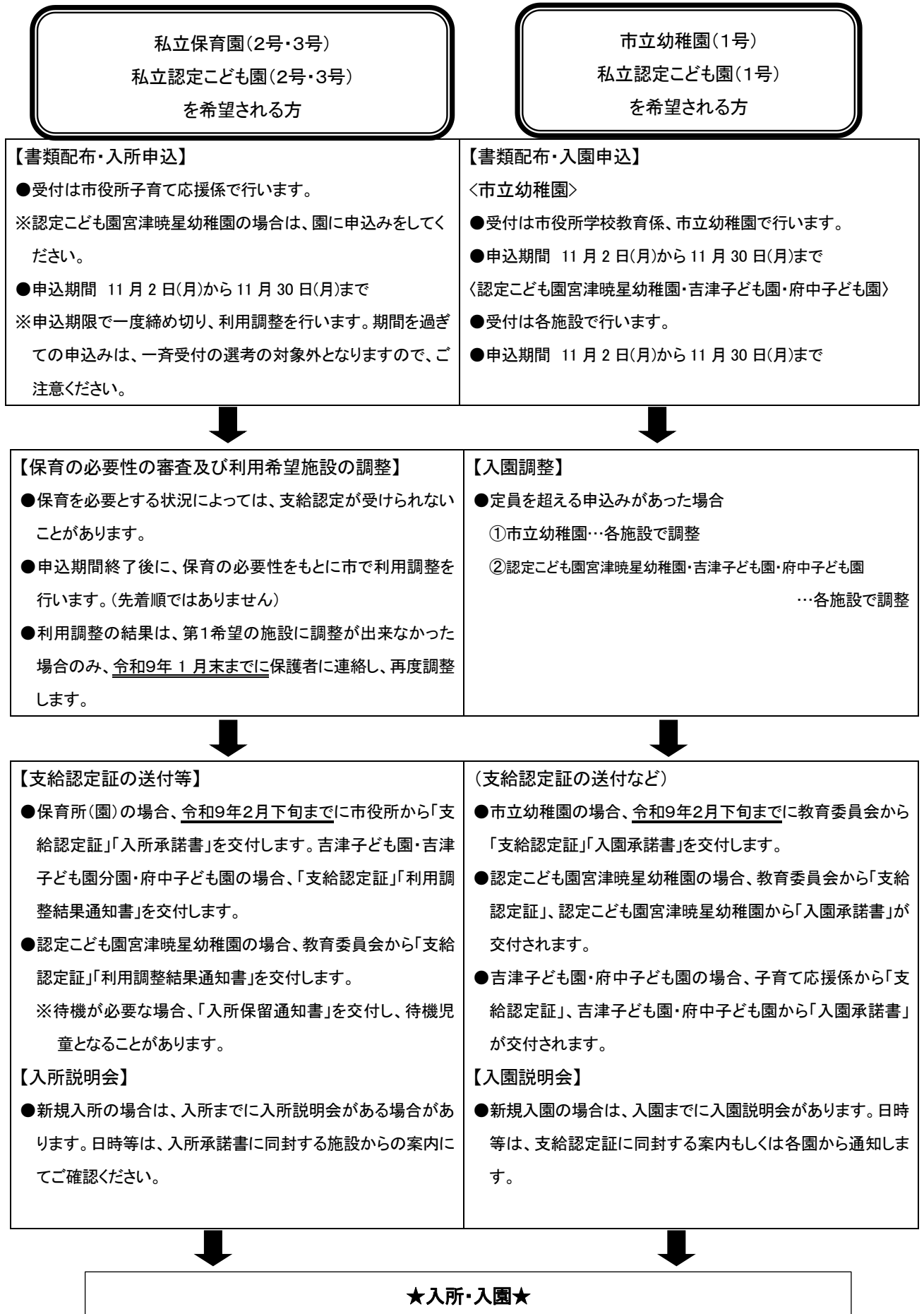
- ◆添付書類の不備や記入漏れがある場合は、受付けできません。
- ◆支給認定申請等を行う方は、申請書にマイナンバーの記入が必要となります。
- ◆原則どなたも月初日から入所(園)、月末での退所(園)をお願いしています。
- ◆育児休業を理由に保育の利用を申込むことはできません。育児休業からの復帰と同時に保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)を利用する場合、入所開始月中に復帰をされることで就労の認定事由となります。
- ◆募集期間を過ぎての申込みについては、令和9年5月以降の入所(園)空き待ちとなります。

【提出後の注意事項】

次の場合、必ず子育て応援係までご連絡ください。

- ・入所(園)申込みを辞退するとき
- ・宮津市内に住所登録がなくなったとき(転出したとき)
- ・申込書記載内容に変更が生じたとき(住所、家族構成、保護者の就労先など)

【令和9年4月からの利用を希望する場合(入所入園の流れ)】



【令和9年5月以降の利用を希望する場合(途中入所・入園の流れ)】R9.5.1～R10.3.31 入所(園)まで

私立保育園(2号・3号)
私立認定こども園(2号・3号)
を希望される方

市立幼稚園(1号)
私立認定こども園(1号)
を希望される方

【書類配布・入所申込】

●受付は市役所子育て応援係で行います。

※認定こども園宮津暁星幼稚園の場合は、園に申込みをしてください。

●申込期間 11月2日(月)～11月30日(月)

※申込期間で一度締め切り、利用調整を行います。期間を過ぎての申込は、一斉受付の選考の対象外となりますので、ご注意ください。

※出生前の場合でもこの期間に申込みをしてください。

※一斉受付期間後は、空き状況を子ども福祉係に確認いただいた上で、利用希望前月15日までに申込みをしてください。

(15日が市役所閉庁日の場合その週の金曜日まで)

【書類配布・入園申込】

＜市立幼稚園＞

●受付は市役所学校教育係、市立幼稚園で行います。

●申込期間 11月2日(月)～11月30日(月)

※一斉受付期間後は、空き状況を学校教育係に確認いただいた上で、利用希望前月15日までに申込みをしてください。(15日が市役所閉庁日の場合その週の金曜日まで)

＜認定こども園宮津暁星幼稚園・吉津子ども園・府中子ども園＞

●受付は各施設で行います。

●申込期間 11月2日(月)～11月30日(月)

※一斉受付期間後は、各施設にお問い合わせください。

【保育の必要性の審査及び利用希望施設の調整】

●保育を必要とする状況によっては、支給認定が受けられないことがあります。

●申込期間終了後に、市で利用調整を行います。(先着順ではありません)

●利用調整の結果は、第1希望の施設に調整が出来なかった場合のみ、令和9年1月末までに保護者に連絡し、再度調整します。

【入園調整】

●定員を超える申込みがあった場合

①市立幼稚園…各施設で調整

②認定こども園宮津暁星幼稚園・吉津子ども園・府中子ども園

…各施設で調整

【支給認定証の送付等】

●保育所(園)の場合、令和9年2月下旬(一斉受付分)に市役所から「支給認定証」「入所承諾書」を交付します。吉津子ども園・吉津子ども園分園・府中子ども園の場合、「支給認定証」「利用調整結果通知書」を交付します。

●認定こども園宮津暁星幼稚園の場合、教育委員会から「支給認定証」「利用調整結果通知書」を交付します。

※待機が必要な場合、「入所保留通知書」を交付し、待機児童となることがあります。

●入所希望日の前月に、各施設から面接がありますので、児童同伴でお越しください。

【入園内容】

●市立幼稚園の場合、教育委員会から「支給認定証」「入園承諾書」を交付します。

●認定こども園宮津暁星幼稚園の場合、教育委員会から「支給認定証」、認定こども園宮津暁星幼稚園から「入園承諾書」が交付されます。

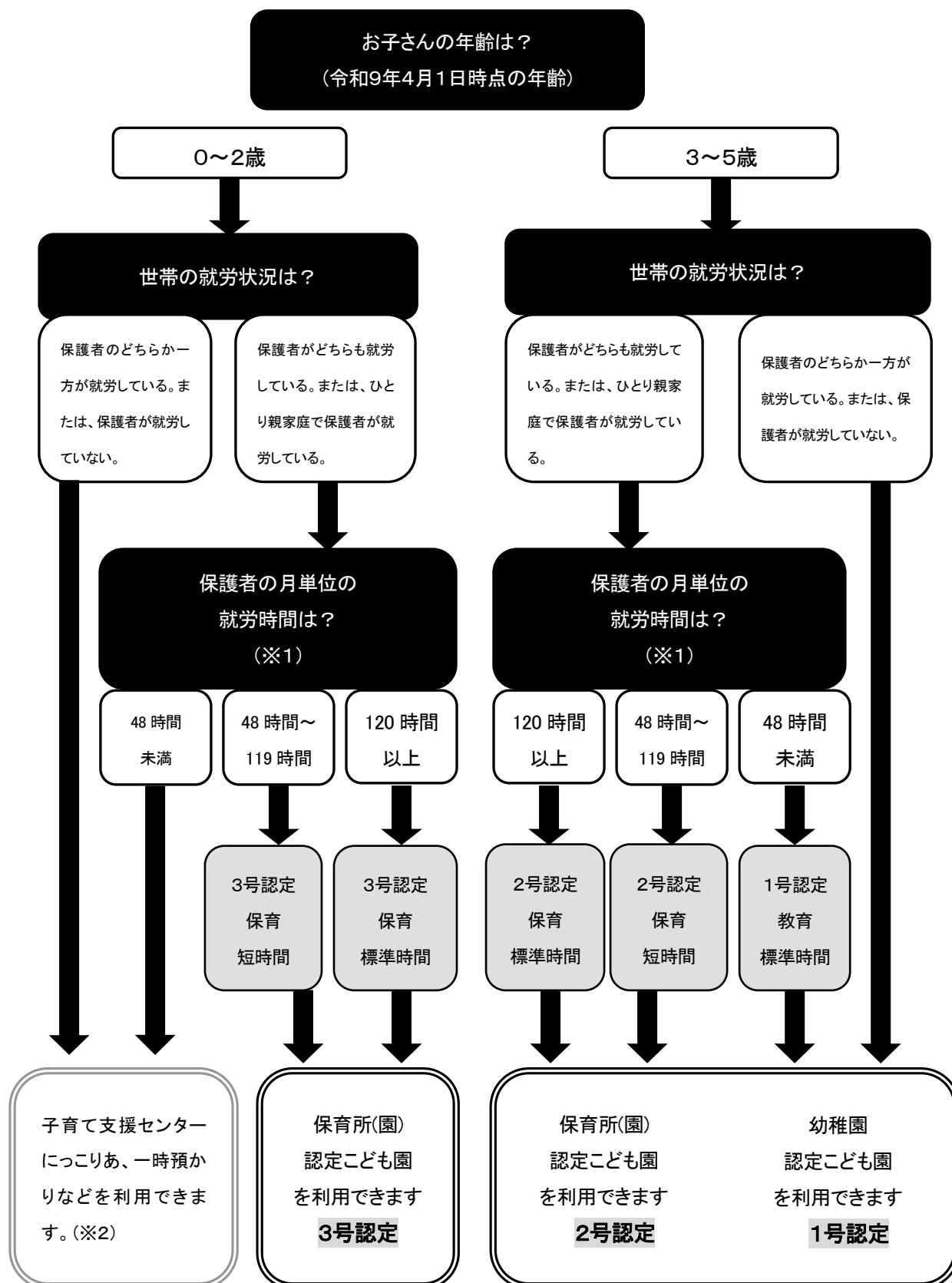
●吉津子ども園・府中子ども園の場合、子育て応援係から「支給認定証」、吉津子ども園・府中子ども園から「入園承諾書」が交付されます。

【入園説明会】

●新規入園の場合は、入園までに入園説明があります。日時等は、各施設から連絡します。

★入所・入園★

【参考:利用できる施設のイメージ】



※1 : 保護者の月単位の就労時間は、保護者のどちらか一方の1ヶ月あたりの合計就労時間です。保護者2人の就労時間が異なる場合は、就労時間が少ない方が対象となります。

※2 : 未就園児向けの一時預かりについては、市内の私立保育園、認定こども園などで行います。

2. 保護者が負担する利用者負担額について

保育所(園)、認定こども園を利用する場合、保護者が負担する基本の利用者負担額(保育料)は、保護者の市町村民税所得割額に応じた額になります。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により 3 歳児以上(満 3 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から)の保育料は無料になりました。

また、市が定める利用者負担額(保育料)の他に、実費徴収が必要な場合があります。

◆利用者負担額(保育料)(保育を必要とする方：2・3号認定)

階層	児童が属する世帯の階層区分		3 歳児未満 (月額)	3 歳児以上 (月額)
A	生活保護世帯		0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0円	
C	市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	2,200 円	
			7,700 円	
D 1	市町村民税課税世帯で所得割課税額が右の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	3,000 円	
		24,300 円未満	10,400 円	
D 2		ひとり親世帯等	3,200 円	
		48,600 円未満	12,600 円	
D 3		ひとり親世帯等	3,700 円	
		53,300 円未満	14,400 円	
D 4-1		ひとり親世帯等	4,200 円	
		57,700 円未満	16,300 円	
D 4-2		ひとり親世帯等	4,200 円	
		67,800 円未満	16,300 円	
D 5-1		ひとり親世帯等	4,400 円	
		77,101 円未満	17,100 円	
D 5-2		82,300 円未満	17,100 円	
D 6		97,000 円未満	21,600 円	
D 7		121,000 円未満	25,300 円	
D 8		145,000 円未満	29,100 円	
D 9		169,000 円未満	32,500 円	
D 10		235,000 円未満	36,700 円	
D 11		301,000 円未満	40,900 円	
D 12		301,000 円以上	41,800 円	

◆利用者負担額（教育を必要とする方：1号認定）

階層	児童が属する世帯の階層区分		3歳児以上 (月額)	
1	生活保護世帯		0円	
2	市町村民税非課税世帯及び	ひとり親世帯等		
	市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯			
3	市町村民税課税世帯で、所得割課税額が右の区分に該当する世帯	77,100 円以下		ひとり親世帯等
4				
5		211,200 円以下		
		211,201 円以上		

(※1) 保育料の算定の基礎となる市町村民税は、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除による税額を控除する前の額を適用します。

(※2) ひとり親世帯等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養する世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの等と同居している世帯をいいます。

○3号認定多子世帯等にかかる保育料の軽減

- ◆ひとり親世帯等で、市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満【D5-1 階層】以下である世帯の保育料は、生計が同一の子どもの最年長から第1子、第2子と数え、第2子以降が無料となります。
(6ページ表の「ひとり親世帯等」の金額が半額後のものです。)
- ◆多子世帯で、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満【D4-1 階層】以下である世帯の保育料は、児童に兄や姉がいる場合、保育・教育施設に在籍していない場合であっても、第2子の保育料は半額、第3子の保育料は無料となります。
- ◆6ページ表のD4-2～D9階層に該当する世帯のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、(18歳未満の子どもから数えて)第3子以降の利用者負担額は無料となります。
- ◆6ページ表のC～D12 階層に該当する世帯のうち、小学校就学前の子どもが2人以上同時に幼稚園、保育所(園)、認定こども園等を利用する場合は、(当該年長の子どもから数えて)第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。

○給食費について

<保育所(園)・認定こども園(1・2号認定(3歳児以上))>

私立保育園及び認定こども園は、各施設が設定した主食費と副食費を各施設が徴収します。金額や徴収方法については、各施設にお問合せください。

【副食費徴収免除について】

- ◆給食費のうち、副食費(おかず等)(市立保育所は主食費も含む)について、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満【D4-1 階層】(ひとり親世帯等については 77,101 円未満【D5-1】階層、1号認定は 77,101 円未満【3 階層】)以下である世帯は無料となります。
- ◆6ページ表のD4-2～D9階層に該当する世帯のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、(18歳未満の子どもから数えて)第3子以降の場合は無料となります。C～D12 階層に該当する世帯のうち、小学校就学前の子どもが3人以上同時に、保育所(園)、認定こども園等を利用

する場合は、(当該年長の子どもから数えて)第3子以降は無料となります。

- ◆7ページ表の4～5階層に該当する世帯のうち、同一世帯にいる小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯については、(小学校3年生の子どもから数えて)第3子以降は無料となります。

＜市立幼稚園(1号認定)＞

給食費については、原則、実費負担となり、次のとおりです。(令和7年度)

年 額	月 額	1食当たり単価	年間実施予定回数
33,600 円	2,800 円	180 円	185 回

- ◆4月から翌年2月は月額 2,800 円です。年間実施回数の確定後、「1食当たり単価 180 円×年間実施回数」により、精算し、3月分の給食費により調整します。

- ◆以下の条件に該当する低所得世帯及び多子世帯の園児については、給食費が無料となります。

＜市立幼稚園給食費無料対象者＞

階層区分	区 分		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯		○	○	○
2	1を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯		○	○	○
3	1を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	77,101 円未満	○	○	○
4		77,101 円以上 211,200 円以下	×	×	○ ※1
5		211,201 円以上	×	×	○ ※2

※1 18歳未満のきょうだいから数えて第3子以降

※2 小学3年生以下のきょうだいから数えて第3子以降

- ◆市町村民税所得割合算額について、4月から8月分までの給食提供分は前年度分所得、9月から翌年3月分の給食提供分は当年度分所得において判定します。そのため、9月から翌年3月分までの給食費について、4月当初の金額と変わる場合があります。

◆預かり保育料(1号認定)

1号認定の子どもが利用できる宮津幼稚園・栗田幼稚園・認定こども園宮津暁星幼稚園・吉津子ども園・府中子ども園は、教育時間終了後に預かり保育があります。

利用区分	預かり保育料
1日につき	450 円

※預かり保育を利用される方で、保育の必要性の認定を受けた世帯は、預かり保育に係る保育料も無料となります。別途申請が必要です(上限あり。)

◆利用者負担額の決定、切替時期について

利用者負担額(保育料等)は、入所児童と同一世帯の父母の市町村民税所得割の合計により決定します。

ただし、父母の収入が低い場合で祖父母等と同居の場合、住民票が別々でも同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税所得割を算定対象に含みます。

また、4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の市町村民税所得割により利用者負担額(保育料等)を決定します。

ただし、利用者負担額(保育料等)決定後、税額の更正や世帯の変更があった場合は、利用者負担額(保育料等)の変更を行います。

9月中旬に9月以降の利用者負担額決定通知書を送付します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度(前年度)市民税所得割額に基づく保育料					令和9年度(当年度)市民税所得割額に基づく保育料						

◆利用者負担額の支払先・契約について

利用者負担額の支払先は、利用される施設により異なります。

(1)保育所(園)を利用する場合

利用者は宮津市と契約し、利用者負担額を宮津市へ支払います。各金融機関に備え付けの宮津市口座振替納付依頼書をご記入の上、各金融機関に提出してください。(月末に当月分を振り替えますが、土日祝日の場合は翌月最初の平日になります。)

※現金での納付を希望する場合は、各月中旬頃に市から発送する納入通知書で納めてください。

(納入期限を過ぎますと督促手数料が発生します。)可能な限り、便利で確実な口座振替をご利用ください。

(2)吉津子ども園・府中子ども園・認定こども園宮津暁星幼稚園を利用する場合

・利用者は各施設と契約し、利用者負担額は各施設に支払います。

・支払い方法は各施設から案内があります。



3. 保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)を利用される方へ

保育所(園)・認定こども園を利用される場合は、Ⅰ 保育を必要とする事由、Ⅱ 保育の必要量、Ⅲ 優先利用を考慮し、入所(園)が決定します。

Ⅰ. 保育を必要とする事由

① 就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的な全ての就労
* 就労時間が月 48 時間未満の短時間の就労は除きます。
* 就労先が確定している採用予定者も上記に準じます。

② 妊娠、出産

- ・ 出産予定日の前 8 週間、出産日の後 8 週間の翌日が属する月末まで。
多胎妊娠の場合は、前 14 週間、出産日の後 8 週間の翌日が属する月末まで。
その他切迫早産等の危険があり、医師の診断書で記載された入院や通院の期間。

③ 保護者の疾病、障害

- ・ 概ね 1 ヶ月以上入院の場合、医師の診断書で記載された入院の期間。
- ・ 概ね 1 ヶ月以上通院の場合、医師の診断書で記載された通院の期間。
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている。

④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護

- ・ 概ね 1 ヶ月以上入院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の看護期間。
- ・ 概ね 1 ヶ月以上通院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の看護期間。
- ・ 心身に障害のある同居親族等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者)を常時看護することが必要と判断される場合。

⑤ 災害復旧

- ・ 災害、風水害、震災、その他災害の復旧にあたっている場合は、その復旧に要する期間。

⑥ 求職活動(起業準備を含む)

- ・ 求職活動を継続的に行っている場合で、入所の日から起算して 3 ヶ月まで。

⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)

⑧ 児童虐待やDVのおそれがある場合

⑨ 育児休業取得時、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合(他市町村からの転入の場合も同様とする)

⑩ その他、上記に類する場合として市が認める場合

◆ 同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

Ⅱ.保育の必要量について

I の①～⑨の事由で保育を利用する場合、いずれかの利用時間になります。

(②・⑤・⑧の場合にあっても、保育短時間を希望される場合は選択できます。)

事 由	保 育 標準時間	保 育 短 時 間	事 由	保 育 標準時間	保 育 短 時 間
①就労⑦就学	就労・就学時間による		⑤災害復旧	○	—
②妊娠・出産	○	—	⑥求職活動	—	○
③病気障害	申請内容による		⑧虐待・DV	○	—
④病人の看護	申請内容による		⑨育児休業	—	○

Ⅲ.優先利用について

保育所(園)等に定数以上の申込がある場合には、保育利用の優先度が調整されることがあります。

「優先利用」に該当する場合

- (1)ひとり親家庭
- (2)生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- (3)生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4)児童虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- (5)子どもが障害を有する場合
- (6)育児休業明け
- (7)兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8)その他市が定める事由

4. 保育の必要性の認定及び保育の利用申込に必要な書類等

- ① 宮津市特定教育・保育施設等支給認定申請書 兼 利用申込書
(児童一人につき1部)
- ② 「保育を必要とする事由」を確認する証明書類等(下表参照)

保護者の状況	証明書類等
就労	【外勤の場合】就労証明書：勤務先に依頼してください 【自営業・農業・漁業等の場合】就労証明書：ご自身で記入してください
妊娠・出産	母子健康手帳の写し…表紙と出産予定日、出産日の記入してある頁
病気又は障害がある	診断書(※) または 身体障害者手帳などの写し
同居又は長期入院等による親族の介護・看護	介護(看護)されている人の診断書(※) または 身体障害者手帳や介護保険被保険者証などの写し
就学	在学証明書 または 学生証のコピー 保護者が学生の場合は時間割表のコピー
求職活動	求職活動申立書(※) 求職活動で2度目以降の入所の場合、求職活動報告書(※) も必要

(※)については、必ず市の様式をご使用ください。

◆保育の利用時間について(2・3号認定)

保育の利用時間は、保育の必要量によって、「保育標準時間」又は「保育短時間」に分けられます。各施設の保育標準時間・保育短時間については、「特定教育・保育施設入所(園)のしおり【施設案内編】」をご覧ください。

(1)「保育標準時間」：利用可能時間は最大 11 時間

(2)「保育短時間」：利用可能時間は最大 8 時間

【保育必要量の認定と保育時間の関係について】

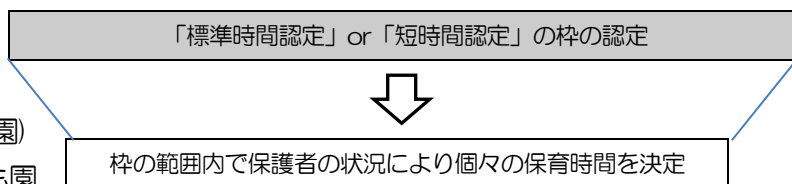
「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量の認定については、市として、各児童が 8 時間から 11 時間までの範囲での利用となるか、8 時間以内の利用となるかの大枠を決めるものです。

実際の個々の保育時間は、これまでどおり、各保育所(園)等において、その枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態(産休・育児休暇中であるかどうか)などの状況により調整の上、決めることとなります。入所時に、必要な時間を保育所(園)・認定こども園とご相談ください。

— イメージ —

宮津市

各保育所(園)
認定こども園



5. 宮津市に転入予定の方の申込について

転入予定の方の申込には、次の要件に合致する必要があります。

- ① 宮津市の転入先(住所)が決まっていて、転入することが確実である。
- ② 入所日までに宮津市への転入手続きが確実に完了する。

◆保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込に必要な書類等の他に、「賃貸借契約書」の写し等の宮津市の転入予定の住所が分かる書類を提出してください。当該書類が無い場合は、入所を希望する担当課にご連絡ください。



★宮津市特定教育・保育施設一覧★



教育・保育施設 (TEL)		定員	受入年齢	最大開所時間 (延長含む)	教育・保育サービス				
					乳児	広域 入所	障害児 受入	一時預 かり	休日 保育
市立 幼稚園	宮津幼稚園 22-2709	90	3歳児～ ※誕生日の翌日から	平日 8:00～18:30	×	×	○	在園児 のみ ○	×
	栗田幼稚園 25-0941	60	3歳児～ ※誕生日の翌日から	平日 8:00～18:30	×	×	○	在園児 のみ ○	×
私立 幼稚園型 認定こども 園	認定こども園 宮津暁星 幼稚園 22-2216	45	満3歳～	平日 7:30～18:30	×	○	○	○	×
				土曜日 8:00～16:00					
				土曜日 8:00～12:30					
私立 保育園	亀ヶ丘保育園 22-2708	50	産休明け～	平日 7:30～18:30	○	○	○	○	×
				土曜日 7:30～18:00					
	みずほ保育園 22-1144	55	産休明け～	平日 7:00～20:00	○	○	○	○	×
				土曜日 7:00～18:00					
	たんぽぽ保育園 22-7121	60	産休明け～	平日 7:00～19:00	○	○	○	○	×
				土曜日 7:00～18:00					
私立 幼保連携 型認定こ ども園	吉津子ども園 46-2830	30	産休明け～	平日 7:30～19:00	○	○	○	○	×
				土曜日 7:30～18:00					
	吉津子ども園分園 (マ・ルート キッズランド) 20-1153	20	産休明け～	平日 7:30～19:00	○	○	○	○	×
				土曜日 7:30～18:00					
	府中子ども園 27-0044	50	産休明け～	平日 7:00～19:00	○	○	○	○	○
				土曜日 7:00～18:00					
市立 保育所 (休所中)	日置保育所 27-1210	20	満2歳～	平日 8:00～18:00	×	×	○	×	×
	養老保育所 28-0203	45	満2歳～	平日 8:00～18:00	×	×	○	×	×

よくある質問(Q & A)

《利用申込について》

Q. 入所(園)の決定通知が届く時期はいつごろですか？

A. 今年度の書類提出締切(11/30)までに提出された方は、令和9年2月下旬を予定しております。

Q. 令和9年4月1日からの入所(園)を希望しており、申込時は求職活動中でしたが、後から就職が決まった場合、就労内容は利用調整に反映されますか？

A. 今年度の書類提出締切(11/30)までに「就労証明書」の提出があった場合は、利用優先度に反映します。

《支給認定について》

Q. 支給認定を受けたら、卒園まで手続きは必要ありませんか？

A. 保育を必要とする理由(就労など)が継続している場合には、年1回の現況届の提出が必要です。3号認定を受けているお子さんについては、3歳になる際、2号認定に切り替わり支給認定証を送付します。ただし、求職活動中など認定期間に制限がある理由で認定を受けている場合、また途中で仕事を辞めた場合などは、別途手続きが必要です。

Q. 転職、引越し(市内転居)、結婚、離婚をした場合届出は必要ですか？

A. 転職の場合は「就労証明書」、引越しの場合は各種変更届を市役所へ提出してください。
また、婚姻、離婚など家族構成に変更があった場合も届出が必要です。この場合は、保育料が変更(事実の発生した翌月分から)になることがありますので、速やかに届出をお願いします。

Q. 保育標準時間と保育短時間の認定は、随時変更可能ですか？

A. 勤務時間の変更などで月単位の就労時間が変更となった場合は、市役所に支給認定内容変更の申請をしてください。審査のうえ、新たな認定を行うことになります。

《入所(園)について》

Q. 保育所(園)の市立と私立で利用者負担額(保育料)は変わりませんか？

A. 認定区分毎の利用者負担額(保育料)は変わりません。ただし、保育料以外の諸経費(実費徴収)については、個別にかかる場合があります。詳しくは各保育所(園)等にお問い合わせください。

